

島原市水道事業評価実施要領

平成20年9月10日

告示第13号

(目的)

第1条 島原市水道事業評価委員会設置要綱（平成20年9月10日制定。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、島原市水道事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び実施時期)

第2条 評価を実施する事業は、国庫補助事業とし、評価の区分及び実施時期は、次のとおりとする。

(1) 事前評価 事業採択の適切な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとする。

(2) 再評価 原則として、事業採択後5年を経過して実施中の事業を対象とし、5年経過ごとに実施するものとする。ただし、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜、再評価を実施するものとする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする。

第3条 評価の内容は、次のとおりとする。

(1) 事前評価 新技術の活用、コスト縮減、代替案立案等の可能性、事業の必要性、計画の適切性等を踏まえ、費用対効果等の検討を行う。

(2) 再評価 採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等を行う。

(庶務)

第4条 評価の実施にかかる庶務は、水道課において行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月10日から施行する。